

# 厚生労働大臣の定める掲示事項等

---

## 【入院基本料に関する事項について】

---

3階（27床）、4階（28床）は、急性期一般入院料6を算定しております。  
うち、3階（11床）、4階（25床）は、地域包括ケア入院管理料1を算定しております。

当病棟では、1日17人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。  
（9時～17時まで）看護職員1人あたりの受け持ちは6人以内です。  
（17時～9時まで）看護職員1人あたりの受け持ちは19人以内です。  
また、入院患者50人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

---

## 【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、 栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化について】

---

当院では入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化について基準を満たしております。

---

## 【入院時食事療養費について】

---

当院は入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

---

### 【特別の療養環境の提供について】

---

当院における差額病床料金は以下の通りです。

	部屋番号	1日当たり
A 個室	414 号室・415 号室	10,450円
B 個室	311 号室・312 号室・313 号室	7,150円
C 個室	303 号室・305 号室・306 号室 307 号室・308 号室・403 号室 404 号室・406 号室・408 号室 409 号室・410 号室・411 号室	4,950円

---

### 【保険外費用について】

---

別紙をご参照ください。

---

### 【入院期間が 180 日を超える場合の費用について】

---

入院期間が 180 日を超える入院につきましては、入院 1 日につき 2,000 円の保険外併用療養費が必要となります。（厚生労働大臣が定める状態等の患者を除く。）

---

### 【明細書の発行について】

---

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した医薬品の名称や行われた検査や処置の名称等が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出下さい。

---

### 【届出施設基準について】

---

別紙をご参照ください。